

豊田市公告第307号

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和6年6月18日

豊田市長 太田 稔彦



1 事業の概要

- (1) 事業名 豊田市立加納小学校ほか14校体育館空調設備整備事業（設計施工一括発注方式）
- (2) 事業の概要 本事業は、小学校15校15施設「別表1－対象一覧」の体育館の空調設備及びその附帯設備を整備し、市がこれを買取るものである。
- (3) 履行期限 令和7年6月30日（月）（予定）
- (4) 提案限度額 488,617,500円（消費税及び地方消費税込）

2 応募者の要件

(1) 共通事項

ア 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される連合体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

イ 参加資格

単独事業者又はグループは、下記に示す「（2）共通の参加資格要件」を満たすものとする。

ウ グループの構成員

（ア）応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。
ただし、市がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。

（イ）構成員は、他の提案を行うグループの構成員となることはできない。

エ その他

関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。

応募者が、応募書類の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

ただし、市がやむを得ないと認める場合は、資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く。）により、当該要件を満たすものとする。

(2) 共通の参加資格要件

ア 単独事業者

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (ウ) 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (エ) 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (オ) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、「別表2－資本関係又は人的関係について」に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ないものとする。）。
- (カ) 公告日において、豊田市内に本店を有する者であること。
- (キ) 公告日において、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事）を有する者であること。当資格を有しない者については以下の書類を提出することで当資格を有する者とみなす。

なお、書類（b～e）は公告日において発行日より3か月以内のものとする（内容が鮮明であれば、写しも可とする。）。

- a 建設業の許可書の写し（建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けている者であること）
- b 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- c 納税証明書（国税）（未納が無いことの証明）
- d 納税証明書（愛知県税）（未納が無いことの証明）
- e 納税証明書（豊田市税）（未納が無いことの証明）

イ グループ

代表事業者及びグループの構成員の全員が単独事業者に求める資格を満たしていること。ただし、単独事業者に求める「（カ）」の要件については、グループの代表事業者が満たしていればよい。

※単独事業者に求める要件のうち、「（キ）d・e」で納税証明書の提出が必要となり、豊田市内（愛知県内）に事業所が無い者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」（様式3－5）を提出すること。

3 応募の手続き

(1) 公募の方法

ア 実施要領等の公表

(ア) 公表日時：令和6年6月18日（火）

(イ) 公表方法：市のホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表するとともに、豊田市教育委員会教育部学校づくり推進課において配布（実施要領、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）及び売買契約書（案）を各1部）する。

(ウ) 配布期間：令和6年6月18日（火）から令和6年7月2日（火）まで（午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。ただし土日祝日を除く。）

イ 参加表明に関する質問

参加表明に関する質問の受付及び回答は、以下のとおり行うこととする。

(ア) 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「参加表明に関する質問書」（様式2-1）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。

(イ) 提出期間：令和6年6月18日（火）から令和6年6月25日（火）まで
※期間最終日は午後5時15分必着のこと。

(ウ) 提出先：豊田市教育委員会教育部学校づくり推進課

E-mail : gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp

(エ) 回答：令和6年6月28日（金）までにホームページで公表する。

ウ 実施要領等への質問

本要領等の記載内容に関する質問の受付及び回答は、以下のとおり行うこととする。

(ア) 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「実施要領等に関する質問書」（様式2-2）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。

(イ) 提出期間：令和6年6月18日（火）から令和6年7月2日（火）まで
※期間最終日は午後5時15分必着のこと。

(ウ) 提出先：豊田市教育委員会教育部学校づくり推進課

E-mail : gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp

(エ) 回答：令和6年7月5日（金）までにホームページで公表する。

(2) 応募の方法

参加表明及び応募書類の正本は押印のある原本（添付書類含む。）とし、副本は正本の写しとする。

ア 参加表明

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うこととする。

(ア) 提出方法：様式集に定める様式3-1から様式3-6に必要事項を記入の上、正本1部、副本1部を用意し、持参により提出すること。

(イ) 提出期間：令和6年6月18日（火）から令和6年7月2日（火）まで
（午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。ただし土日祝日を除く。）

(ウ) 提出先：豊田市教育委員会教育部学校づくり推進課

〒471-8501

愛知県豊田市西町3丁目60番地（東庁舎6階）

電話：0565-34-6659

(エ) 審査結果：参加資格の審査結果は、令和6年7月5日（金）から、郵送により通知する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの実施については、令和6年7月22日（月）又は令和6年7月23日（火）を予定している。開催時間、場所などの詳細については、別途通知する。

イ 応募書類の提出

応募書類の提出は、以下のとおり行うこととする。

(ア) 提出方法：様式集に定める様式4-1から様式4-13（正本2部、副本15部）を用意し、持参により提出すること。ただし、副本15部については、様式4-1及び様式4-2に所在地、商号又は名称、代表者名を記載しないこと。なお、様式4-3から様式4-13は、Adobe PDF形式による電子ファイルにおいても提出すること。提出はCD・DVD等のディスクを使用し、ウィルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名（グループ名）を記載すること。

(イ) 提出日時：令和6年7月12日（金）正午まで

(ウ) 提出先：豊田市教育委員会教育部学校づくり推進課

〒471-8501

愛知県豊田市西町3丁目60番地（東庁舎6階）

電話：0565-34-6659

ウ 提出書類

応募者が作成・提出する応募書類は「実施要領 別表3-提出書類リスト」のとおりとする。

エ 応募に当たっての留意事項

(ア) 実施要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

(イ) 費用負担等

応募書類の作成及び提出等の応募に関し、必要な費用は全て応募者の負担とする。

(ウ) 公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

(エ) 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

(オ) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

a 応募資格がない者による応募

- b 代表事業者以外の者による応募
- c 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
- d 記名押印のない提案書による応募
- e 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- f 応募者及びその代理人が行った2以上の応募
- g その他募集に関する条件に違反した応募

オ 提案書の取扱い

(ア) 著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

(ウ) 市の提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(エ) 応募書類等の変更禁止

応募書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字・脱字等の修正についてはこの限りでない。

(オ) 使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（昭和26年法律第207号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 選定事業者の決定

ア 評価体制

市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置し、別に定める事業者評価基準により、応募内容の評価を行う。

イ 評価方法

(ア) 評価と事業者の選定

別紙「事業者選定基準」参照

(イ) 選定結果の公表

選定結果は、令和6年7月下旬に応募者に文書で通知し、併せてホームページ上で公表する（電話等による問合せは不可とする。）。

ウ その他

(ア) 市は、応募者が故意に選定委員に接触する等、不正行為を行ったと認められる場合は、当該応募者を選定対象から除外する。

(イ) 市は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、又は、いずれの応募者も実施要領で定める条件に満たない場合等、選定事業者の決定が困難であると判断

した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに公表する。

- (ウ) 選定結果通知後の辞退は認めない。なお、辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。辞退等があった場合は、次点提案者を選定事業者として決定する。

4 その他

(1) 契約に関する事項

ア 契約に関する協議

市は、提案内容に基づき選定事業者との協議を実施し、事業の実施内容を明確にした上で、当該事業者との基本協定、売買契約を締結するものとする。

イ 売買契約の締結

売買契約書の内容は、その締結前であれば提案内容に応じた文言修正を可能とする。

ウ 基本協定書、売買契約書の作成費用

契約内容の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代等、作成に要する費用は選定事業者の負担とする。

(2) リスクに関する事項

ア 基本的な考え方

本事業においては、市と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、空調設備が短期間に一斉導入されることを優先するものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容並びに市及び選定事業者による分担の考え方は、「実施要領別表4－主要リスク分担表」のとおりとする。

(3) その他必要な事項

ア 議会の議決

市と選定事業者による売買契約の締結に先立って、豊田市議会の承認を受けるものとする。なお、売買契約の議案が否決された場合、売買仮契約は解除する。また、市は否決時まで、選定事業者が調査・設計のために掛かった経費を事業者に支払うものとする。

イ 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。

(4) 市の担当窓口

本事業に関する市の担当窓口は、以下のとおりとする。

豊田市教育委員会教育部学校づくり推進課学校施設担当

〒471-8501

愛知県豊田市西町3丁目60番地（東庁舎6階）

電話：0565－34－6659／FAX：0565－35－4551

E-mail：gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp

ホームページ：「メニュー」→「市政情報」→「市の組織」→「教育部」→「学校づくり推進課」→「豊田市立小中学校体育館・武道場空調設備整備事業（設計施工一括発注方式）関連情報」

【別表 1】対象一覧（体育館）

No.	学校名	所在地	構造	対象面積 (㎡)	熱源方式
1	加納小学校	豊田市加納町東股 5 5 番地	S	700	EHP
2	上鷹見小学校	豊田市上高町宮下 6 0 番地	S	551	EHP
3	中金小学校	豊田市中金町塚ノ本 1 2 4 番地	S	514	EHP
4	西広瀬小学校	豊田市西広瀬町清水 3 4 番地	S	514	EHP
5	東広瀬小学校	豊田市東広瀬町大根坂 8 番地	S	700	EHP
6	足助小学校	豊田市足助町今岡 3 3 番地 2	W	581	EHP
7	追分小学校	豊田市近岡町馬橋 4 番地 2	W	208	EHP
8	大蔵小学校	豊田市大蔵町本城 9 番地 2	S	225	EHP
9	佐切小学校	豊田市上脇町タラクゴ 1 番地	RC	135	EHP
10	新盛小学校	豊田市新盛町深沼 2 4 番地 1	S	228	EHP
11	則定小学校	豊田市則定町本郷 5 番地 1	W	206	EHP
12	萩野小学校 ※ふれあいセンター萩野	豊田市桑田和町宮ノ前 2 5 番地	RC	710	EHP
13	冷田小学校	豊田市四ツ松町笹ヶ田 4 0 番地 1	W	448	EHP
14	御蔵小学校	豊田市御蔵町辻 4 3 番地	S	228	EHP
15	明和小学校	豊田市平沢町赤田和 2 1 番地 8	W	212	EHP

＜学校数及び施設数＞

・小学校 1 5 校 体育館 1 5 施設
合計 1 5 校 1 5 施設

【別表 2】 資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。